

## ばらの生産（調達）育成業務（その1）委託仕様書

### 1 業務名称

ばらの生産（調達）育成業務（その1）委託

### 2 業務の目的

本業務は、2023年度（令和5年度）に本市がばら公園等へ植栽を予定しているばら苗を生産（調達）育成し、本市が指定する条件を満たした形態で、指定する時期と場所に納品することを目的とする。

### 3 業務履行期間

契約締結の日から2024年（令和6年）3月31日まで

### 4 業務内容

発注者が指定するばら苗（品種ごとの数量）を、自ら生産又は他者が生産したものを調達し、発注者が指定する期間までに育成を図り、指定する方法により指定する場所へ納品する。

#### （1）品種及び数量

別紙「品種リスト」のとおり

#### （2）納品形態

別紙「品種リスト」の表中、品種ごとの「納品形態」の欄中「1A～1E」の分類に応じて納品するとともに、1株ずつに品種名ラベル（くくりつけるタイプのもの）を必ず取り付けること。なお、病気、衰弱した苗は不可、1A～1Cについてはビニールポットタイプの鉢は不可とする。

**1A** | 次の規格を満たすばら苗を7号鉢以上の長尺苗として納品すること。

- ・2023年2月までに「芽接ぎ」又は「接ぎ木」により生産したものであること。
- ・充実した150cm以上の枝が3本以上あり、それぞれが太く揃っていること。
- ・根がしっかりと張り、充実していること。

**1B** | 次の規格を満たすスタンダード仕立て（8号～10号鉢）として納品すること。

- ・2022年12月までに「芽接ぎ」により生産したものであること。
- ・台木の高さが100cm程度であること。
- ・根がしっかりと張り、充実していること。

**1C** | 次の規格を満たすばら苗を6号鉢以上で納品すること。

- ・2023年2月までに「芽接ぎ」又は「接ぎ木」により生産したものであること。
- ・充実した枝が3本以上あり、それぞれが太く揃っていること。
- ・根がしっかりと張り、充実していること。

**1D** | 次の規格を満たすばら苗を裸苗として納品すること。

- ・2023年2月までに「芽接ぎ」又は「接ぎ木」により生産したものであること。

- ・少なくとも5か月以上は地植えにより生育させたものであること。
- ・充実した枝が3本以上あり、それぞれが太く揃っていること。
- ・根が充実していること。

**1E** | 「芽接ぎ」, 「接ぎ木」又は「挿し木」を実施してから10か月以上育成した4号（以上）ポット苗（根がしっかり張っていること）又は裸苗で納品すること。

<特記>

上記で指定した納品形態に関わらず、個々の品種の特性から、より合理的と認められ、かつ事前に発注者の事前の承認を得た場合は、納品形態を変更することができる。

### (3) 業務範囲

ア 指定するばら苗（品種ごとの数量）の生産又は調達

「生産」とは、ばら苗を一般的に用いられる手法（芽接ぎ、接ぎ木、挿し木）により繁殖することをいう。

「調達」とは、ばら苗を購入などにより仕入れることをいう。

イ アで生産（調達）したばら苗の育成

ウ イで育成したばら苗の納品

納品時期については（4）納品時期で示すとおりとする。

エ ばら苗納品リストの作成

### (4) 納品時期

2024年（令和6年）1月5日～2月29日の期間内で、受注者と協議のうえ、発注者が指定する日とする。なお、次とおり複数回に分けての納品を想定している。

- ・鉢植え運搬（4t車相当）6回
- ・裸苗運搬（郵送）3回

## 5 業務場所

本業務における履行場所は、次のとおりとする。

- (1) 受注者の所在地
- (2) 発注者の同意を得た上で受注者が指定する場所
- (3) 発注者が指定する場所

## 6 業務執行体制

受注者は、本業務内容を遂行するために必要な知識及び経験を有する人員を確保し、十分な業務執行体制を整備すること。

## 7 業務成果

### (1) 実施体制図・委託業務実施計画書

※契約締結後速やかに提出すること。

※実施計画書には、生産（調達）方法、育成方法についてスケジュールや調達仕入先を含めて、可能な限り詳しく記載すること。

### (2) 成果品

ア ばら苗（品種ごとの数量）

イ ばら苗納品リスト

## 8 品種及び納品形態の変更

発注者が指定するばらの品種（数量）及び納品形態を変更しようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

## 9 再委託

(1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(2) 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

## 10 機密の保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外となる自己の利益のための利用はしてはならない。また、第三者に提供してはならない。業務委託終了後も同様とする。

また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。ただし、すでに発注者が情報公開している情報についてはこの限りではない。

## 11 業務実施上の条件

(1) 計画・実施については、発注者と十分協議して行い、受注者は、本業務の実施に当たって、不明な点や改善の必要性がある場合、または執行上の疑義が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(2) 業務の実施に必要な経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用は負担しない。また、発注者はばら苗の生産（調達）育成に係る必要な資材等の材料支給も行わない。

(3) 生産（調達）したばら苗の育成状況について、発注者がその報告書の提出を求めた場合は、速やかに提出すること。また、発注者が現地調査を求めた場合は、その調査に応じること。

- (4) 業務委託の実施に当たっては、種苗法（平成 15 年法律第 83 号）をはじめ関連法令を遵守すること。
- (5) 実施体制図に変更のある場合は速やかに変更後の体制図を提出すること。また、体制の変更や業務従事者の交代時には、業務連絡を綿密にし、業務に支障をきたさないこと。
- (6) 本業務の遂行に関し、本仕様書に記載のない事項または疑義が生じたときは、発注者、受注者協議のうえ、解決するものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項であっても、発注者が必要と認め指示する事項については、発注者、受注者協議のうえ、決定するものとする。